

**ECサイトの開設・改修及びECモールの出店等に対して補助金を交付します
(安芸市地場産品魅力発信事業費補助金)**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮した販路を拡大するためECサイト等を利用している又は利用しようとする事業者及び団体等に対し、ECサイト等の開設・改修及びECモールの出店等に要する経費を補助し、市内生産品等の販路拡大、新規需要の開拓を支援します。

※過去に同補助事業を利用した事業者は、再度、同補助事業を利用することはできません。

- ・ECサイトとは、インターネットにおいて商品を販売するためのウェブサイト
- ・ECモールとは、複数のECサイトが集まったインターネット上の仮想的な商店街

●対象事業者（以下の要件をすべて満たす事業者）

- (1) 安芸市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者もしくは 営利を目的としない地域活動等を行う団体等
- (2) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- (3) 安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員でない者

●対象事業

- (1) ECサイトを新たに開設又は改修する事業（既にECサイトを開設する補助事業者が新たに別のECサイトを開設する場合を含む。）
- (2) ECモールを新たに出店等する事業（既にECモールに出店等する補助事業者が新たに別のECモールに出店等する場合を含む。）

●補助交付条件

- (1) 補助事業者が自ら開発又は製造若しくは加工した製品について、販路開拓を行う事業であること。
- (2) 想定する市場は県外であり、広く販路開拓を目指す事業であること。
- (3) 補助対象事業の実施は、当該年度に属する2月末までに完了すること。
- (4) 補助事業によりECサイトを開設し、又はECモールに出店等した日から起算して6か月間は、ECサイトの運用又はECモールへの出店等を継続すること。

●補助対象経費

- (1) ECサイトを新たに開設又は改修する事業
 - ・ホームページ及びECサイトの開設又は改修に係る委託費
 - ・サーバーのレンタルに要する初期費用

- ・ドメイン取得費用
- ・S S L サーバー証明書発行料
- ・ショッピングカード等のA S P利用に係る初期費用
- ・バナー広告料、S EO対策費等の販売促進に要する費用
- ・その他市長が適当と認める経費

(2) E C モールに新たに出店等する事業

- ・入会金及び登録料
- ・ページ等制作料
- ・その他市長が適当と認める経費

●補助限度額・補助率

上限：50 万円

補助率：補助対象経費の 10/10 以内

●申請方法

補助金交付申請書等に記入し、提出書類を添付のうえ安芸市商工観光水産課へ提出してください。申請書は商工観光水産課の窓口で配布、または市役所ホームページからダウンロードできます。

申請受付期限：12月 28 日（当日消印有効）

●提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③法人は登記簿の写し、個人は住民票の写し、団体等は定款又は概要書
- ④法人及び個人は安芸市納税証明書
- ⑤その他事業内容が分かる書類（経費見積書等）

■問合せ 安芸市商工観光水産課 ☎ 35-1011